

令和6年4月8日

## 【お詫びと訂正】

『図表で見る医療保障（令和6年度版）』の内容に一部誤りがありました。  
深くお詫びするとともに、下記のとおり訂正いたします。

（正誤表）

### P.19 (3) 健康保険制度における介護保険料額の算定

#### 誤（下線部を削除）

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金}}{\text{第2号被保険者全員の標準報酬総額} \\ \text{及び標準賞与額の総額の合算額}} \quad \div \quad \text{第2号被保険者全員の標準報酬総額} \\ \text{及び標準賞与額の総額の合算額}$$

（協会けんぽは国庫補助額を控除）

#### 正

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金}}{\text{第2号被保険者全員の標準報酬総額} \\ \text{及び標準賞与額の総額の合算額}} \quad \div \quad \text{第2号被保険者全員の標準報酬総額} \\ \text{及び標準賞与額の総額の合算額}$$

#### 誤（「国庫補助」の箱を削除）

[収入]

国庫補助

賦課総額  
(A)

#### 正

[収入]

賦課総額  
(A)

## P. 21 (4) 市町村国保における介護保険第2号被保険者の保険料設定

### 第5段落 上から19行目

#### **誤** (下線部を削除)

介護保険料率は、毎年度、保険者ごとに介護納付金の額 (協会けんぽの場合は国庫負担を除く) を、介護保険の第2号被保険者の標準報酬の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として定められることになっている。

#### **正**

介護保険料率は、毎年度、保険者ごとに介護納付金の額を、介護保険の第2号被保険者の標準報酬の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として定められることになっている。

---

## P. 145 4 医療支出の国際比較

## P. 147 5 医療支出の対国内総生産 (GDP) 比の国際比較

### 資料出所

#### **誤** (下線部の誤植)

医療経済研究機構「OECD 基準による日本の保険医療支出」  
(平成 28 年 8 月 4 日)

#### **正**

医療経済研究機構「OECD 基準による日本の保健医療支出」  
(平成 28 年 8 月 4 日)